

【参考資料】

湯河原町消防法施行細則の一部を改正する規則新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考
(火災警報の発令及び解除) 第3条 法第22条第3項の規定による火災に関する警報は、気象の状況が次の各号のいずれかに該当する場合に発令する。ただし、降雨、降雪その他これらに類する気象の状況により、警報を発令しないことができる。 (1) 実効湿度が60パーセント以下であって、最低湿度が40パーセント以下となり、かつ、最大風速が7メートルを超える見込みのとき (2) 平均風速が10メートル以上の風が1時間以上連續して吹く見込みのとき (3) 前2号に準ずる気象の状況であって、火災の予防上特に必要と認めるとき 2 前項の規定により発令した警報は、気象の状況が同項 <u>同号</u> の規定に該当しなくなったときに解除する。	(火災警報の発令及び解除) 第3条 法第22条第3項の規定による火災に関する警報は、気象の状況が次の各号のいずれかに該当する場合に発令する。ただし、降雨、降雪その他これらに類する気象の状況により、警報を発令しないことができる。 (1) 実効湿度が60パーセント以下であって、最低湿度が40パーセント以下となり、かつ、最大風速が7メートルを超える見込みのとき。 (2) 平均風速が10メートル以上の風が1時間以上連續して吹く見込みのとき。 (3) 前2号に準ずる気象の状況であって、火災の予防上特に必要と認めるとき。 2 前項の規定により発令した警報は、気象の状況が同項 <u>各号</u> の規定に該当しなくなったときに解除する。 <u>(林野火災に関する警報の発令及び解除)</u>	
	<u>第3条の2 法第22条第3項の規定による火災に関する警報のうち林野火災に関する警報は、気象の状況が次の各号のいずれかに該当する場合に発令する。ただし、降雨、降雪その他これらに類する気象の状況により、警報を発令しないことができる。</u>	
	<u>(1) 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下であって、前30日間の合計降水量が30ミリメートル以下であり、かつ、強風注意報が発表されたとき。</u>	

【参考資料】

現 行	改 正 後	備 考
	<p>(2) 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下であって、 <u>乾燥注意報が発表され、かつ、</u> <u>強風注意報が発表されたとき。</u></p> <p>2 前項の規定による発令は、1月から5月までの期間に発令するものとする。</p> <p>3 第1項の規定により発令した警報は、気象の状況が同項各号の規定に該当しなくなったときに解除する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、令和8年1月1日から施行する。</p>	